
長期履修学生制度について

大学院設置基準の改正により、平成20年度から愛知学院大学大学院歯学研究科では長期履修学生制度を導入しています。この制度は、職業を有しているために一般の学生に比べて年間に修得できる単位数も限られ、通常の修業年限(4年)で修了することが困難であることにより、在学期間中の授業料の負担を軽減する制度です。

1. 修業年限

長期履修学生としての申請(最長8年)に基づき審査を行い、許可された年数を修業年限とします。なお、修学状況等の変動により修業年限を短縮することも可能ですが、通常の修業年限(4年)より短縮することはできません。また、入学後(在学中)に申請することも可能ですが、この場合の適用は翌年度からになりますのでご注意ください。

2. 授業料について

年額の授業料算出は、次のとおりとなります。

定められた金額 × 標準修業年限(4年) ÷ 許可された修業年限

(参考)修業年限が5年で許可された者の授業料の年額

$1,330,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 年} \div 5 \text{ 年} = 1,064,000 \text{ 円(年額)}$

2. 対象者

職業を有し就業している方(自営業を含む)を対象としています。不明なときは事前に歯学部事務室(大学院担当)へ問い合わせてください。

3. 申請方法

履修申請書(様式1)に必要事項(歯学部事務室へ提出する前に指導教授の認め印が必要)を記入のうえ、在職証明書(様式2)又は在職が確認できる書類とあわせて期限までに歯学部事務室(大学院担当)へ提出してください。

4. 申請期限

入学手続期間の最終日

5. 結果通知

申請者に対し、歯学研究科委員会にて決定後、結果を通知します。

6. その他

詳細等については、歯学部事務室(大学院担当)まで問い合わせてください。

送付先 : 〒464-8651 名古屋市千種区末盛通り2-11 愛知学院大学歯学部事務室(大学院担当)
052-759-2111(代)